

## 雇用調整助成金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業等により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります！

## 【助成額】

労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の8/10<sup>\*</sup>を助成等(解雇等をしていない場合等は助成率は10/10<sup>\*</sup>)

(上限15,000円/日) ←既に申請手続きを行われた方にも遡って適用されます。

※ 常時使用する従業員の数が300人以下、又は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の場合

## 【助成対象期間】 4月1日～9月30日

【提出書類について】休業等実施計画の提出が不要となるなど、大幅に簡素化されました。オンラインによる申請も可能です。(現在、システムの整備中)

## 【助成対象事業主】

令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する農業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

- A ・雇用保険に加入している農業経営体  
・労働者災害補償保険に加入している農業経営体

➡ 最寄りの労働局又はハローワーク(下のQRコード)、  
雇用調整助成金等コールセンター(0120-60-3999)にお問い合わせ下さい

(助成金の詳細・申請書)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

(労働局、ハローワークの問合せ一覧)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html)

(助成金の詳細・申請書)



(問合せ先)



- B Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所<sup>\*</sup>である農業経営体  
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

➡ 助成金の申請には、各地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

詳細は裏面をご確認して、地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

(「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等)

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou\\_jinzaikusei\\_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html)

(申請様式、問合せ先等)



# 申請様式及び手続きフロー

## 【農林水産省への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

## 【農林水産省への提出書類】

- ① 農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ② 事前要件確認書（様式第3号）
- ③ 添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、家伝法の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

- ④ 返信用封筒（証明書送付用 長形3号に84円切手を貼付願います）

## 【厚生労働省への提出期限】 ※⑤については、「1ヶ月毎」に作成願います。

・ **4～6月分**については、**8月31日まで**

・ **7月分以降**については、**末日の翌日から2ヶ月以内**に提出願います。

## 【厚生労働省への提出書類】

- ⑤ 休業実績一覧表：様式小第2号  
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）  
※休業の実績について、従業員毎に記載願います。
  - ⑥ 支給申請書：様式小第1号  
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）  
※雇用保険、労災保険に加入していない場合は、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
  - ⑦ 支給要件確認申立書：様式小第3号  
（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）  
※法人番号を有しない場合、「農業等個人事業所に係る証明書を添付」と記載願います。
  - ⑧ 添付書類一式（様式任意）
    - ・ 比較した月の売上がわかる書類（売上簿、収入簿等）  
※売上が減少した月と、比較対象とする月の2月分が必要です。  
2回目以降は提出不要です。
    - ・ 休業させた日や時間がわかる書類（出勤簿、シフト表等）
    - ・ 休業手当や賃金額がわかる書類（給与明細写し等） ・ （役員がいる場合）役員名簿
    - ・ 農業等個人事業所に係る証明書※二回目以降の申請は、写しを使用願います。
- ※申請に当たっては、「[緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル](#)」を参照願います。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000636724.pdf>

## 【手続きフロー】

